

事例表 4

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		ハローワークプラザ運営費 (20-006)				
実施主体		公共職業安定所				
事業概要		ハローワークプラザにおいて、求職者が適切な環境の中で幅広い求人情報等に簡易かつ効率的に接することができるようにするとともに、職業相談・職業紹介等を行うことにより、求職者の求職活動を円滑化				
年 度		平成 17	18	19	20	21
予算額 (千円)		2,264,815	3,335,686	2,513,496	2,855,278	2,562,275
目標と評価	目標	公共職業安定所の求職者の就職率 32%以上	ハローワークプラザの求職者の就職率 34%以上	ハローワークプラザの求職者の就職率 36%以上	ハローワークプラザの求職者の就職率 34%以上	①就職率26%以上 ②就職件数101,000件以上
	実績	未達成(実績 31.6%)	達成(実績 34.3%)	未達成(実績 33.6%)	未達成(実績 28.2%)	—
	事業執行率	公共職業安定所の新規求職者数 97% (6,756,571人 / 6,932,944人)	ハローワークプラザの新規求職者数 101% (532,133人 / 526,480人)	ハローワークプラザの新規求職申込件数 83% (390,071件 / 471,098件)	ハローワークプラザの新規求職申込件数 114% (520,384件 / 454,687件)	—
	評価結果	雇用福祉事業としては廃止(18年度施行状況を見て判断。)	A	C	C	—

〈調査結果〉

○ 施設関係 (項目 4-iii 関係)

雇用保険二事業では、マザーズハローワークやヤングワークプラザのような対象等を限定し、目的を特化している付属施設が安定所に設置されているが、それ以外にも、求職者の集中する都市又は安定所が設置されていない地域に設置することにより、当該地域住民の就職の促進及び利便性の向上を目的としているものがみられ、主な施設は次のとおりである。また、業務内容については下表のとおりとなっている。

① ハローワークプラザ

求職者の利便性の高い地域において、ハローワーク(安定所)の職業相談・職業紹介サ

ービスを提供することにより、求職者がこれらのサービスを効果的に利用することができるようにし、求人と求職のマッチングの促進を図るハローワークの付属施設であり、平成20年4月1日現在、全国に56か所設置されている。また、各ハローワークプラザには、職業相談員（ハローワークプラザ担当）が配置されている。

② パートバンク

パートバンクは、パートタイム労働力の適正な需給調整を図るため、パートタイム求人・求職者が相当数見込まれる地域において、パートタイム希望者に対する職業相談・紹介及び求人者に対する求人受理・相談を行い、パートタイム希望者の求職活動の円滑化を図るハローワークの付属施設であり、平成20年4月1日現在、全国に56か所設置されている。また、各パートバンクには、職業相談員（パートバンク担当）が配置されている。

③ 地域職業相談室

市区町村の希望等を勘案し、安定所と市区町村が共同で運営する地域職業相談室を設置し、市区町村独自の相談・情報提供業務との連携を推進するとともに、職業紹介機能を強化し、一層、求職者の再就職の促進を図っている。平成20年6月末現在、全国に99か所設置されており、また、職業相談員（地域職業相談室担当）が配置されている。

なお、平成21年度からは、ふるさとハローワーク（市町村連携型）として再編整理され、6月1日現在、全国に122か所に増設されている。

④ 高年齢者職業相談室

安定所と市区町村が協同して全国の主要都市の庁舎施設などに設置しているものであり、おおむね55歳以上の高年齢者を対象として、地方公共団体が行う生活相談と密接な連携を図りつつ、求人又は求職に係る職業相談、情報提供、職業紹介及び関連諸制度の周知啓発、関係機関との連絡その他必要な業務を行うものであり、職業相談員（高年齢者担当）が配置されている。

なお、平成20年4月1日現在、126室設置されていたが、昨今の行財政改革の流れの中で、職業安定行政を取り巻く環境も厳しい状況であり、効果的・効率的運営を求められた結果、平成21年4月1日現在、98室となっている。さらに、行政刷新会議の仕分けの結果を受けて、21年度内に廃止が予定されている。

表 安定所の付属施設の対象及び業務

付属施設名（事業番号）	職業相談・紹介業務の対象者	求人業務
①ハローワークプラザ (20-006)	求職者全般を対象に実施	
②パートバンク (20-007)	パート求職者を対象に実施	パートの求人受理・相談を実施
③地域職業相談室 (ふるさとハローワーク) (20-019)	求職者全般を対象に実施	求人受理・相談を実施
④高年齢者職業相談室 (20-051)	55歳以上の高齢者を対象に実施。(55歳以下の者が来所した場合も対応している。)	高年齢者に係る求人受理・開拓を実施

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

しかし、安定所の付属施設によっては、ハローワークプラザ（20-006）と地域職業相談室（ふるさとハローワーク）（20-019）のように、①両施設とも求職者全般を対象としているものの、ハローワークプラザでは求人業務を実施せず、地域職業相談室で実施しているものや、②パートバンクとして予算措置されているものの、パートのみを対象とした体制では、利用者に不便をかけることから、ハローワークプラザの体制で事業を実施しているものがみられる。

また、高年齢者職業相談室についても、55歳以下の者が来所した場合でも対応しており、中には、55歳以下の利用者が比較的多いものもみられる。

以上のように、安定所の付属施設では、業務内容、対象者を限定し、細分化した形で運営しているものの、実際の業務内容、利用者は限定的なものとなっていないものなどがみられることから、整理、統合を図る余地がある。